

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社ミクシィ
【英訳名】	mixi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笠原 健治
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル
【電話番号】	(03)5738-5900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 小泉 文明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル
【電話番号】	(03)5738-5900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 小泉 文明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第2四半期 累計期間	第10期 第2四半期 会計期間	第9期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	5,822	2,938	10,052
経常利益(百万円)	2,011	998	3,764
四半期(当期)純利益(百万円)	1,083	532	2,011
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金(百万円)	-	3,714	3,700
発行済株式総数(株)	-	151,352	150,692
純資産額(百万円)	-	12,283	11,172
総資産額(百万円)	-	13,723	13,042
1株当たり純資産額(円)	-	81,155.54	74,141.96
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	7,167.53	3,519.36	13,450.53
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	6,969.42	3,426.80	12,940.73
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	89.5	85.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	836	-	2,532
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	483	-	1,076
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	27	-	42
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	-	8,118	7,739
従業員数(人)	-	203	170

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第10期第1四半期会計期間より表示単位を千円単位から百万円単位に変更しましたので、従来千円単位で掲記していた事項についても百万円単位に組替え表示しております。

## 2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	203	(58)
---------	-----	------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員を含む)は、当第2四半期会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

#### (2) 受注状況

受注生産を行っていませんので、受注状況に関する記載はしていません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
	販売高(百万円)
インターネットメディア事業	2,697
インターネット求人広告事業	241
合計	2,938

(注) 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期におけるわが国の経済は、企業収益、民間設備投資、及び、個人消費においても一段と厳しい状況になってまいりました。内閣府の9月の月例経済報告でも、基調判断を「景気は、このところ弱含んでいる。」としたうえで、景気のさらなる下振れリスクについて言及しております。

インターネット関連業界におきましては、総務省の平成19年「通信利用動向調査」によりますと、インターネットの利用者は8,811万人に達しました。また、携帯電話等の移動端末からの利用者数が7,287万人と増加しております。このような環境のもと、当社ではインターネットメディア事業が順調に推移し、当第2四半期会計期間の売上高は2,938百万円となりました。また、営業利益は991百万円、経常利益は998百万円、四半期純利益は532百万円となりました。

事業別の営業状態は以下のとおりであります。

##### インターネットメディア事業

当事業においては、「mixi」の機能改善及び新機能追加により、ユーザー数は平成20年9月30日現在で約1,568万人、月間ページビュー（以下、「PV」という。）はパソコン経由が約50億PV、携帯電話経由が約98億PVと順調にメディア力が拡大いたしました。また、「mixiモバイル」の広告及びユーザーの属性によって配信が可能なバナー広告の販売が好調に推移いたしました。

この結果、当第2四半期会計期間の売上高は2,697百万円（うち広告売上高2,524百万円、課金売上高172百万円）となりました。

##### インターネット求人広告事業

当事業におきましては、IT系の求人情報に特化することにより他社との差別化を図ること、及び、自社媒体である「mixi」を活用することによる高い広告宣伝効果と広告宣伝費の抑制により、利益率を確保しながら収益の拡大を目指して参りました。

一方で、求人広告市場においては有効求人倍率が低下を続けていること等、事業環境が悪化してきており、当第2四半期会計期間の売上高は241百万円となりました。

#### (2) 財政状態の分析

##### 財政状態

第1四半期会計期間末から第2四半期会計期間末までの財政状態の主な変動としましては、資産については流動資産が10,905百万円から11,768百万円に増加したことが挙げられます。負債及び純資産については流動負債が889百万円から1,440百万円に増加し、利益剰余金が4,351百万円から4,883百万円に増加したことが挙げられます。

増減の主な要因としましては、流動資産においては、好調な収益を背景とした現金及び預金や売掛金の増加によるもの、流動負債においては、未払法人税等の増加によるものであります。また、利益剰余金においては、四半期純利益の増加によるものであります。

##### キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、第1四半期会計期間末と比較して740百万円の増加となり、残高は8,118百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において営業活動により獲得した資金は1,082百万円となりました。これは主に、税引前四半期純利益が997百万円となったことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において投資活動により使用した資金は345百万円となりました。これは主に、インターネットメディア事業で使用するサーバー等の固定資産の取得及び子会社及び関係会社への出資によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において財務活動により得られた資金は4百万円となりました。これは、新株予約権の行使によるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	528,000
計	528,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	151,352	151,352	東京証券取引所 (マザーズ)	-
計	151,352	151,352	-	-

(注)「提出日現在発行数」の欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成16年2月6日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500
新株予約権の行使期間	自平成18年3月1日 至平成26年2月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}{\text{1株当たり払込金額又は処分株式数}} \times \text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成16年2月19日開催の取締役会決議により平成16年3月17日付で1株を10株に株式分割を行い、平成17年1月19日開催の取締役会決議により平成17年2月28日付で1株を2株に分割、平成17年9月2日開催の取締役会決議により平成17年9月27日付で1株を5株に分割、平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

平成17年1月31日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	42
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	420
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自平成19年2月1日 至平成26年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が平成17年1月31日株主総会決議後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が平成17年1月31日株主総会決議後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成17年9月2日開催の取締役会決議により平成17年9月27日付で1株を5株に分割、平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

平成17年10月21日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	966
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,932
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自平成19年11月1日 至平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

平成17年10月21日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	53
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	106
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自平成19年11月1日 至平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

平成18年1月11日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	17
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成27年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000
新株予約権の行使期間	自平成20年5月1日 至平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000
新株予約権の行使期間	自平成20年5月1日 至平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日 (注)	74	151,352	2	3,714	2	3,684

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
笠原 健治	東京都渋谷区	90,700	59.93
ゴールドマンサックスアンドカンパニーレ ギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社)	85 BROAD STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1)	4,911	3.24
ngi group株式会社	東京都港区赤坂2丁目17-22	3,729	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,145	2.08
小割 洋一	東京都渋谷区	1,800	1.19
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券 投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,691	1.12
クレジットスイスファーストボストンヨー ロッパビービーセキュアエヌティノント リーティクライアント (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ, UK (東京都品川区東品川2丁目3-14)	1,644	1.09
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロ ンドンエスエルオムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,485	0.98
塚田 寛一	東京都渋谷区	1,410	0.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,355	0.90
計	-	111,870	73.91

(注) 1. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成20年10月7日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年9月30日現在で、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメン ト株式会社	東京都千代田区丸の内2丁 目7-3	7,761	5.13

2. ngi group株式会社から平成20年9月8日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年9月1日現在で、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として実質所有株式数の確認ができないため上記の大株主の状況は平成20年9月30日現在の株主名簿によっております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ngi group株式会社	東京都港区赤坂2丁目17-22	8,545	5.65

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 151,352	151,352	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	151,352	-	-
総株主の議決権	-	151,352	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,100,000	956,000	837,000	839,000	897,000	921,000
最低(円)	803,000	726,000	664,000	601,000	632,000	674,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は以下の通りであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	コーポレート デザイン室長	代表取締役社長	-	笠原 健治	平成20年7月1日
取締役	経営管理本部長 兼 広報IR部長 兼 経理財務部長	取締役	経理管理本部長 兼 広報IR部長 兼 コーポレート デザイン室長	小泉 文明	平成20年7月1日
取締役	経営管理本部長 兼 広報IR部長 兼 経理財務部長 兼 人事部長	取締役	経理管理本部長 兼 広報IR部長 兼 経理財務部長	小泉 文明	平成20年8月1日
取締役	Find Job! 事業部長	取締役	-	生田 将司	平成20年8月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

### 4．金額の表示単位の変更について

当社の財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、第1四半期会計期間より百万円単位で記載することに変更しました。なお、比較を容易にするため、前事業年度についても百万円単位に組替え表示しています。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,118	7,739
売掛金	1,469	1,412
有価証券	1,998	1,998
その他	191	183
貸倒引当金	9	11
流動資産合計	11,768	11,322
固定資産		
有形固定資産		
建物	164	164
減価償却累計額	22	13
建物(純額)	141	150
工具、器具及び備品	1,555	1,431
減価償却累計額	711	537
工具、器具及び備品(純額)	843	894
有形固定資産合計	985	1,045
無形固定資産	137	115
投資その他の資産		
その他	834	562
貸倒引当金	3	2
投資その他の資産合計	831	559
固定資産合計	1,954	1,719
資産合計	13,723	13,042
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	362	384
未払法人税等	944	1,300
賞与引当金	38	32
その他	94	152
流動負債合計	1,440	1,870
負債合計	1,440	1,870
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,714	3,700
資本剰余金	3,684	3,670
利益剰余金	4,883	3,800
株主資本合計	12,283	11,172
純資産合計	12,283	11,172
負債純資産合計	13,723	13,042

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第 2 四半期累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	当第 2 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	5,822
売上原価	1,092
売上総利益	4,729
販売費及び一般管理費	2,727
営業利益	2,001
営業外収益	
受取利息	4
有価証券利息	4
雑収入	0
営業外収益合計	9
経常利益	2,011
特別損失	
固定資産除却損	7
特別損失合計	7
税引前四半期純利益	2,004
法人税、住民税及び事業税	924
法人税等調整額	2
法人税等合計	921
四半期純利益	1,083

【第2四半期会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	2,938
売上原価	581
売上総利益	2,357
販売費及び一般管理費	1,365
営業利益	991
営業外収益	
受取利息	4
有価証券利息	2
雑収入	0
営業外収益合計	6
経常利益	998
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税引前四半期純利益	997
法人税、住民税及び事業税	517
法人税等調整額	51
法人税等合計	465
四半期純利益	532

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	2,004
減価償却費	227
貸倒引当金の増減額(は減少)	0
賞与引当金の増減額(は減少)	5
受取利息	9
固定資産除却損	7
売上債権の増減額(は増加)	57
未払金の増減額(は減少)	2
未払消費税等の増減額(は減少)	58
その他	28
小計	2,093
利息の受取額	3
法人税等の支払額	1,260
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>836</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	3,995
有価証券の償還による収入	4,000
有形固定資産の取得による支出	199
無形固定資産の取得による支出	41
投資有価証券の取得による支出	100
関係会社出資金の払込による支出	148
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>483</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
株式の発行による収入	27
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>27</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額(は減少)</b>	<b>379</b>
現金及び現金同等物の期首残高	7,739
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>8,118</b>

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
(売上原価の計上基準の変更) 従来、販売費及び一般管理費に計上しておりましたインターネットメディア事業におけるサービスの構築にかかる人件費等の費用につきましては、第1四半期会計期間より売上原価に計上することと致しました。 当該事業においては引き続き新サービスの拡充を行う方針であり、また組織体制の見直しにより、当期からサービスの構築に関連する部門がより明確になりました。これらにより、売上と売上原価の対応関係をより適切に行うため、当該部門に係る人件費等の費用を売上原価に計上することと致しました。 この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合に比べ、当第2四半期累計期間の売上原価が381百万円増加し、販売費及び一般管理費が同額減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
販売手数料	1,348百万円

当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
販売手数料	689百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	8,118
現金及び現金同等物	<u>8,118</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 151,352株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 81,155.54 円	1株当たり純資産額 74,141.96 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 7,167.53 円	1株当たり四半期純利益金額 3,519.36 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 6,969.42 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 3,426.80 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,083	532
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,083	532
期中平均株式数(株)	151,098	151,303
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	4,295	4,086
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月10日

株式会社ミクシィ  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原田 誠司 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 菊地 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミクシィの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミクシィの平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。